

第3編 障がい福祉計画

第1章 成果目標

第2章 障害福祉サービスの見込量及び確保
方策

第3章 地域生活支援事業の見込量及び確保
方策

第1章 成果目標

1 障害福祉サービス等に関する成果目標

(1) 施設入所者の地域生活への移行

障害者基本法改正法では「すべて障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと」と規定されています。

暮らしの場においても障がい者の自己決定権を擁護していく必要があることから、国の成果目標では施設入所者の地域生活への移行を支援し、令和4(2022)年度末時点の施設入所者数の6.0%以上を令和8(2026)年度末までに地域生活へ移行するとともに、令和8(2026)年度末時点における福祉施設入所者を令和4(2022)年度末時点から5.0%以上削減することとされています。

実態調査では、施設に入所している障がい者のうち病院や施設以外で暮らしたいとの希望がある人の割合は36.9%となっており、3割以上の施設入所者が地域で暮らしたいという希望を持っていることが分かります。地域で暮らしたいと回答した障がい者の32.6%は「家族や親族と一緒に暮らしたい」という意向を持っています。「施設から地域へ」という流れの中で家族へ負担を強いることにならないように、障がい者が市民として自ら選んだ住まいで安心して自分らしい暮らしを実現できるよう各種サービスの充実も同時に進めていきます。

◆国の基本指針等

入所等から地域生活の移行については、適切に意思決定支援を行いつつ地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるよう、必要な障害福祉サービス等が提供される体制を整備する必要がある。重度化・高齢化した障がい者で地域生活を希望する者に対しては、日中サービス支援型指定共同生活援助により常時の支援体制を確保すること等により、地域生活への移行が可能となるようサービス提供体制を確保する。

◆実績値

項目	実績値
令和4(2022)年度末時点の施設入所者数	66人
令和4(2022)年度末までの地域生活移行者数	7人

第1章 成果目標

◆数値目標

項目	目標値
令和8（2026）年度末時点の施設入所者数	62人
令和8（2026）年度末までの削減数	4人
令和8（2026）年度末までの地域生活移行者数	4人

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指す必要があります。

そのため、保健・医療及び福祉関係者による協議の場を開催し、医療機関、地域援助事業所等との重層的な連携による支援体制を構築するとともに、地域生活のために必要なサービスの利用促進に努めます。

◆国の基本指針等

精神障がい者及び精神保健に課題を抱える者並びにその家族に対して、子育て、介護、生活困窮等の包括的な支援が確保されるよう、市町村において相談に応じ、必要な支援を実施できる体制を整えることが重要である。また、市町村が体制整備に取り組む際には都道府県による協力や支援が求められるため、都道府県と市町村は日頃から相談支援業務に関して連携することが必要である。

◆実績値

項目	実績値
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	2回/年
協議の場の参加者数（延べ）	22人
協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回

※実績値は令和4年度

◆数値目標

項目	目標値
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	2回/年
協議の場の参加者数（延べ）	25人
協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回

※目標値は令和8年度

(3) 地域生活支援の充実

地域には、障がい者・児を支える様々な資源が存在します。障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え地域が抱える課題に向き合い、地域で障がい者・児やその家族が安心して生活するため、緊急時にすぐに相談でき必要に応じて緊急的な対応が図られる体制として、地域生活支援拠点等の積極的な整備を推進していくことが必要となります。

◆国の基本指針等

地域生活に対する安心感を担保し、自立した生活を希望する者に対する支援等を進めるために、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、短期入所の利便性・対応力の向上等による緊急時の受け入れ対応・体制の確保等を行う。また、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能を有する地域生活支援拠点等の整備を行う。加えて、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、これらの機能をさらに強化する必要がある。

◆実績値

項目	実績値
市内の地域生活支援拠点等の確保数	1 か所
運用状況の検証及び検討回数	未実施

※実績値は令和4年度

◆数値目標

項目	目標値
市内の地域生活支援拠点等の確保数	1 か所
運用状況の検証及び検討回数	1 回/年

※目標値は令和8年度

第1章 成果目標

(4) 強度行動障がいのある人への支援体制の充実

強度行動障がいのある人は、その特性に適した環境調整や支援が行われない場合、本人の困りごとが著しく大きくなり行動上の課題が引き起こされるため、適切な支援の継続的な提供が必要です。また、現状では障害福祉サービス事業所では受け入れが困難なために同居する家族にとって重い負担になることや、受け入れた事業所において適切な支援を提供することができず意欲のある支援者が苦悩・疲弊し、本人の状態がさらに悪化するなどの実情もあります。

そのため、強度行動障がいのある人への支援体制の充実に向け、支援ニーズを把握し支援体制の整備を進めます。

◆国の基本指針等

強度行動障がいのある人に対して、障害福祉サービス等において適切な支援ができるよう、管内の支援ニーズを把握するとともに、地域における課題の整理や専門的人材の育成、地域資源の開発等を行い、地域の関係機関との連携を図りつつ支援体制の整備を図る必要がある。

強度行動障がいのある人のニーズ把握にあたっては、障害支援区分認定調査の行動関連項目の点数を集計することや療育手帳所持者の状況把握に努める等により特に支援を必要とする者を把握することに加え、アンケート調査等を通して課題の把握を行うことが重要である。また、管内の基幹相談支援センターや地域生活支援拠点等と連携してサービスにつながっていない在宅の者を把握することが重要である。

◆実績値

項目	実績値
支援体制の整備	未整備

※実績値は令和4年度

◆数値目標

項目	目標値
支援体制の整備	実施

※目標値は令和8年度

(5) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設から一般就労への移行・定着

実態調査では、現時点での18歳～64歳の未就労者に占める就労意欲のある障がいの割合は35.9%となっています。

障がい者がその適性と能力に応じた職業に就くことは、経済的に自立し地域でいきいきと生活していくための生きがいになります。働く意欲のある人が、その能力や障がいの状況に応じた職業能力開発の機会を確保できるよう努めるとともに、関係機関とも連携し障がい者が一般就労できるよう取り組んでいくことが大切です。

また、障がい者の一般就労への定着も重要であることから、国の基本指針に基づき就労定着支援事業の利用を推進し、就労定着率の高い事業所を増やしていきます。

◆国の基本指針等

就労移行支援事業及び就労定着支援事業等の推進により、障がい者の福祉施設から一般就労への移行及びその定着を進める。

◆実績値

項目	実績値
令和3年度の就労移行支援事業等の利用を経て一般就労に移行した者の数(①+②+③)	17人
① 就労移行支援事業利用者からの一般就労移行者数	6人
② 就労継続支援A型事業利用者からの一般就労移行者数	10人
③ 就労継続支援B型事業利用者からの一般就労移行者数	1人
令和3年度の就労定着支援事業の利用者数	6人

◆数値目標

項目	目標値
令和8年度における年間の就労移行支援事業等の利用を経て一般就労に移行した者の数(①+②+③)(令和3年度実績の1.28倍以上)	23人
① 令和8年度における就労移行支援事業の利用を経て一般就労に移行した者の数(令和3年度実績の1.31倍以上)	8人
② 令和8年度における就労継続支援A型事業の利用を経て一般就労に移行した者の数(令和3年度実績の1.29倍以上)	13人
③ 令和8年度における就労継続支援B型事業の利用を経て一般就労に移行した者の数(令和3年度実績の1.28倍以上)	2人
就労移行支援について令和8年度における就労移行支援事業利用者のうち、一般就労へ移行した者が5割以上を占める事業所数	5割以上
就労定着支援事業の利用者数(令和3年度実績の1.41倍以上)	9人
令和8年度における就労定着支援事業所数に占める就労定着率7割以上の就労定着支援事業所の割合	25.0%以上

第2章 障害福祉サービスの見込量及び確保方策

1 訪問系サービス

訪問系サービスとは、ホームヘルパー等が障がい者等の居宅等を訪問して介護や家事援助等の必要な援助を行うものをいいます。

①サービスの内容とサービス量の見込み

・居宅介護

居宅での入浴、排泄、食事、家事などの援助、通院の介助等を行います。

単位	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
時間/月	1,142	1,273	1,213	1,250	1,289	1,329
人/月	77	87	89	96	103	111

・重度訪問介護

重度の肢体不自由により、常時介護が必要な身体障がい者に、長時間にわたる介護と移動介護を総合的に提供します。

単位	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
時間/月	490	630	601	666	737	817
人/月	3	4	4	5	6	6

・同行援護

移動に著しい困難のある視覚障がい者に対し、移動の支援や外出先での援護、視覚的情報の支援などを提供します。

単位	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
時間/月	64	72	77	85	93	102
人/月	7	7	8	9	9	10

・行動援護

重度の知的・精神障がいによる著しい行動障がいのある人に、見守りや危険回避の援護を提供します。

単位	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
時間/月	10	15	14	17	20	23
人/月	1	2	2	3	4	6

・重度障害者等包括支援

常時介護を要する障がい者等で、その介護の必要性が著しく高い方に対し、サービス等利用計画に基づき複数のサービスを包括的に提供します。

単位	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
時間/月	0	0	0	124	124	124
人/月	0	0	0	1	1	1

②利用状況及び本計画における見込量設定の考え方

◇令和3（2021）年度と令和4（2022）年度は3月の利用実績，令和5（2023）年度は9月の利用実績です。

◇居宅介護については，利用実績から見込量を推計しました。

◇重度訪問介護については，利用実績から見込量を推計しました。

◇同行援護については，利用実績から見込量を推計しました。

◇行動援護については，利用実績から見込量を推計しました。

◇重度障害者等包括支援については，現在まで利用者はいませんが，本計画においては支給量確保の観点から1名の利用を見込みました。

③見込量を確保するための方策

◇個々の障がい者に適したサービス提供事業者を選ぶことができるよう情報提供を行うとともに，多様な事業者の参入を促進します。

◇必要としている障がい者に十分なアプローチができていない面もあると考えられるため，相談支援事業の強化を行う必要があります。

第2章 障がい福祉サービスの見込量及び確保方策

2 日中活動系サービス

日中活動系サービスとは、主に日中において通所等により必要な介護や訓練、支援等を提供するサービスをいいます。

①サービスの内容とサービス量の見込み

・生活介護

常時介護を要する障がい者に、施設等で入浴や排泄、食事等の介護をしたり創作的活動や生産活動の機会の提供等を行ったりします。

単位	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日/月	2,705	2,806	2,825	2,888	2,953	3,019
人/月	143	142	153	158	164	170

・自立訓練（機能訓練）

障がい者が自立した生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。身体機能向上のための「機能訓練」と生活能力向上のための「生活訓練」の類型があります。

単位	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日/月	0	0	0	23	23	23
人/月	0	0	0	1	1	1

・自立訓練（生活訓練）

単位	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日/月	68	61	53	53	53	53
人/月	5	4	3	3	3	3

・就労移行支援

就労を希望する障がい者に、一定期間、生産活動やその他の活動の機会の提供を通じて就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。

単位	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日/月	168	127	169	193	220	251
人/月	10	9	13	15	17	19

・就労継続支援（A型）

通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識や能力の向上のための訓練を行います。A型（雇用量）とB型（非雇用量）の類型があります。

単位	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日/月	2,295	2,152	1,987	2,200	2,200	2,200
人/月	108	105	104	115	115	115

・就労継続支援（B型）

単位	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日/月	2,937	3,126	3,153	3,269	3,388	3,512
人/月	163	173	183	194	206	218

・就労定着支援

障がい者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。

単位	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	6	10	11	15	20	27

・療養介護

医療を要する障がい者で常時介護の必要な方に、病院等で機能訓練や療養上の管理、看護、介護等を行います。

単位	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	13	15	15	16	18	19

・短期入所（福祉型）

居宅での介護を行っている方が、病気等の理由で介護できないときに障がい者等が施設への短期間の入所をし、必要な介護等のサービスを受けるものです。

単位	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日/月	151	160	113	116	118	121
人/月	22	21	23	24	24	25

第2章 障がい福祉サービスの見込量及び確保方策

・短期入所（医療型）

単位	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日/月	15	4	5	3	2	1
人/月	3	2	2	2	2	2

②利用状況及び本計画における見込量設定の考え方

- ◇令和3（2021）年度と令和4（2022）年度は3月の利用実績，令和5（2023）年度は9月の利用実績です。
- ◇生活介護については，利用実績から見込量を推計しました。
- ◇自立訓練（機能訓練）については，事業所自体が県下において極めて少ないため利用実績がありませんが，本計画においては支給量確保の観点から1名の利用を見込みました。自立訓練（生活訓練）については，利用実績から横ばいとしました。
- ◇就労移行支援については，障がい者千五百人雇用を目指して一般就労を進めていくため，1年あたり2人の利用増を見込みます。
- ◇就労継続支援（A型）は，令和5（2023）年度に1事業所増加したためその定員の増分1か月あたり10人程度の増加を見込みます。
- ◇就労継続支援（B型）は，利用実績が増加傾向です。本計画における令和8（2026）年度の見込量については，障がい者千五百人雇用を目指して3年間で1か月あたり24人程度の増加を見込みます。
- ◇就労定着支援については，利用実績から見込量を推計しました。
- ◇療養介護については，利用実績から見込量を推計しました。
- ◇短期入所については，見込量を確保する必要がありますが利用実績から福祉型については1年に1か月あたり1人程度の増加，医療型については横ばいとしました。

③見込量を確保するための方策

- ◇生活介護については、個々の障がい者にあった事業所を選択することができるよう広く情報提供を行うとともに、多様な事業者の参入を促進します。また、利用者の実態把握や施設との連絡調整の強化に努めます。
- ◇自立訓練については、今後サービス提供事業者の動向に注意するとともに、利用者のニーズに合った施設の情報収集に努め、利用調整を進めます。
- ◇就労移行支援は、一般就労を進める上からも重要な役割を担うサービスと考えられるため、関係機関との連携を密にしてサービスの強化に努める必要があります。また、一般就労を希望する人には障がい者千五百人雇用センター、障がい者就業・生活支援センター、就労支援ルーム等の関係機関との連携を図り、職場開拓や就労準備、職場定着などの就労支援と就労に伴う生活面の支援を一体的に行います。
- ◇就労継続支援(A型)は、一般就労を進めるうえでも重要な役割を担うサービスと考えられるため、関係機関との連携を密にしてサービスの強化に努める必要があります。なお、利用を希望する人には障がい者千五百人雇用センター、障がい者就業・生活支援センター、就労支援ルーム等の関係機関との連携を図り、職場開拓や就労準備、職場定着などの就労支援と就労に伴う生活面の支援を一体的に行います。さらには、事業所の経営安定及び利用者の所得向上につながるよう、事業所間の協力による事業実施の支援や、経営改善や生産性向上に資するセミナー等を開催します。
- ◇就労継続支援(B型)は、障がい者にとって、適切なサービスを利用することができるよう、事業者や特別支援学校等との連携を強化するとともに、利用者や家族の意向を適切に把握する必要があります。工賃の増加を図る方策を施設事業者と考えていく必要があります。利用を希望する人には障がい者千五百人雇用センター、障がい者就業・生活支援センター等の関係機関との連携を図り、情報提供を含めた必要な支援を行います。
- ◇療養介護については、予算を確保しサービスを必要とする場合に対応できるよう努めます。
- ◇短期入所については、急を要する利用や事情により支給決定量を上回る利用も想定されるため、真に必要な際には適切な対応を行います。また、医療的ケアを必要とする利用者や前日や当日等に緊急で利用する必要が発生した利用者の受け入れが積極的に行われるよう「短期入所拡大促進事業補助金」による事業者への支援を行います。

第2章 障がい福祉サービスの見込量及び確保方策

3 居住系サービス

居住系サービスとは、主に夜間において施設や共同生活を行う住居で、必要な援助を提供するサービスをいいます。平日の日中は、利用者は通勤等をしたり日中活動系サービスを利用したりします。

①サービスの内容とサービス量の見込み

・自立生活援助

定期的に利用者の居宅を訪問し、困りごとなどに対して必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。利用者からの相談・要請があった際は随時の対応も行います。

単位	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	0	0	0	1	1	1

・共同生活援助

障がい者に対し、主に夜間において共同生活を行う住居（グループホーム）で相談や食事提供等の支援又は入浴、排泄又は食事の介護等を行います。

単位	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	69	74	82	90	98	107

・施設入所支援

施設に入所する障がい者に対し、主に夜間において入浴、排泄又は食事の介護等を行います。

単位	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	63	66	65	65	65	65

②利用状況及び本計画における見込量設定の考え方

◇令和3（2021）年度と令和4（2022）年度は3月の利用実績、令和5（2023）年度は9月の利用実績です。

◇自立生活援助については、利用実績はありませんが、本計画においては支給量確保の観点から1名の利用を見込みました。

◇共同生活援助については、住まいを確保し高齢期を迎えても地域で安心して暮らせるよう、施設設置及び利用者の拡大を図ることを前提に増加見込みとします。

◇施設入所支援については、国が削減指針を示しているところですが、利用実績及び現在の待機登録者が41人（令和5（2023）年10月末時点）であることを鑑みて横ばいとしています。

③見込量を確保するための方策

◇共同生活援助については、障がいの程度に応じて援助を受けながら、地域で生活できる共同生活援助（グループホーム）の整備を推進するために、情報提供や相談など事業者へ必要な支援を行います。また、地域での生活を希望する障がい者がスムーズに利用開始できるよう、事業者と協力して施設案内や見学・体験利用等の支援を行います。

◇施設入所支援については、地域で自立した生活が困難な利用者の意向を尊重し、必要なサービスが受けられるよう事業者との連絡調整を行います。また、入所を必要とする障がい者やその家族に、入所施設に関する情報提供や施設入所利用調整に関する支援を行います。

4 相談支援サービス

相談支援とは、障がい者等、障がい児の保護者又は障がい者等の介護を行う方からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、サービス提供事業者等との連絡調整等を行うほか、サービス等利用計画作成や地域移行支援、地域定着支援等を行うものです。

①サービスの内容とサービス量の見込み

・計画相談支援

障がい者の利用するサービスの内容等を定めた「サービス等利用計画」の作成を行い、一定期間ごとに見直しを行います。

単位	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	151	178	185	205	227	251

・地域移行支援

入所施設や精神科病院に入所・入院している障がい者に対し、住居の確保や地域生活への移行に関する相談や、援助などを行います。

単位	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	0	0	0	1	1	1

・地域定着支援

居宅において単身等で生活をする障がい者に対し、常時の連絡体制を確保して、相談や緊急時の対応などを行います。

単位	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	5	4	4	4	4	4

第2章 障がい福祉サービスの見込量及び確保方策

②利用状況及び本計画における見込量設定の考え方

- ◇令和3(2021)年度と令和4(2022)年度は3月の利用実績,令和5(2023)年度は9月の利用実績です。
- ◇計画相談支援については,障害福祉サービスを利用する人全員が対象となることから,これらの必要量を見込みました。
- ◇地域移行支援については,利用実績はありませんが,本計画においては支給量確保の観点から1名の利用を見込みました。
- ◇地域定着支援については,利用実績から見込量を推計しました。

③見込量を確保するための方策

- ◇利用者本位のケアマネジメントが展開できるよう,総社市地域自立支援協議会を核として指定相談支援事業者,サービス提供事業者,関係機関などとの連携・協力を進め,相談支援体制の強化に取り組みます。
- ◇地域生活支援拠点を整備し,24時間体制の相談支援に対応できるよう取り組みます。
- ◇サービス事業者に対し参入を促し事業者の確保に努めるとともに,適切なサービス利用計画が立てられるよう,総社市地域自立支援協議会等と取り組みます。

第3章 地域生活支援事業の見込量及び確保方策

本市では、障がい者が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業を実施しています。各事業の実績と今後の見込みは以下のとおりです。

1 相談支援事業

障がいのある人や介助者（介護者）等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障害福祉サービスの利用支援等を行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がいのある人等の権利擁護のために必要な援助を行うサービスです。

<設置状況及び支援状況>

- ◇地域における相談支援の拠点である障がい者基幹相談支援センターでは、年間約 9,000 件の相談を受け、相談者と関係機関との連絡調整を図っています。また、社会福祉士や精神保健福祉士、発達障がい支援コーディネーターをセンター内に設置し、学校や事業所、地域へ派遣して障がいへの理解促進・啓発、助言を行っています。
- ◇虐待の防止、成年後見制度の利用支援、入居・入所支援などの問題に横断的に対応し、相談支援をワンストップで行う総社市権利擁護センター“しえん”を総社市社会福祉協議会へ委託して運営しています。
- ◇地域自立支援協議会にそれぞれの課題に対するの情報共有や事例検討を行う部会等を設置し、関係機関が連携を図り障がい者への支援を行っています。

【障がい者基幹相談支援センター】

令和4年度実績			
相談内容	福祉サービス利用援助	障がいや病状理解支援	健康・医療
件数	1,048	480	1,225
相談内容	不安・情緒	保育・教育	家族・対人関係
件数	521	661	1,059
相談内容	経済的な事柄	日常生活	就労
件数	482	2,389	593
相談内容	社会参加・余暇	権利擁護	その他
件数	291	190	77
		合計	9,016

第3章 地域生活支援事業の見込量及び確保方策

【権利擁護センター “しえん”】

令和4年度実績			
相談内容	高齢者虐待	障がい者虐待	児童虐待
件数	474	65	15
相談内容	家庭内暴力	成年後見	日援事業
件数	101	1,308	29
相談内容	入院・入居等	犯罪被害	法律
件数	236	85	62
相談内容	生活	養護者支援	合計
件数	1,318	459	4,152

<今後の方策>

- ◇相談支援事業については、利用者が必要なサービスを適切に受けられるようさらに充実、強化していく必要があります。
- ◇障がい者の地域移行やライフステージを通じた支援を進めていくうえで、障がい者基幹相談支援センターや権利擁護センターは中核的な役割を果たす機関として、地域自立支援協議会とも連携を図りながら相談しやすい窓口づくり、訪問相談の充実、包括的な支援の強化、関係機関の連携強化等に取り組めます。

2 意思疎通支援事業

聴覚・言語機能に障がいのある人に対して手話通訳者や要約筆記者を派遣する事業です。また、市役所に手話通訳者を設置する事業を通じて、意思疎通の仲介等のコミュニケーション支援を行うサービスです。

・手話通訳者・要約筆記者派遣事業

単位	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/年	27	15	10	30	35	40

・手話通訳者設置事業

単位	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
か所	1	1	1	1	1	1

・手話奉仕員養成研修事業

単位	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/年	13	12	13	15	15	15

<利用状況及び本計画における見込量設定の考え方>

- ◇意思疎通支援事業については、市福祉課に手話通訳者（市会計年度任用職員）1名を配置し、窓口対応や各種会議への出席等に従事しているほか、手話サークルとの連絡調整など事業の中心となっています。
- ◇手話奉仕員の派遣事業については、養成講座修了後登録していただいた手話奉仕員（令和4（2022）年度登録者16名）を利用者からの要請で派遣していますが、令和4（2022）年度実績では年間延べ1件でした。
- ◇手話通訳者（令和4（2022）年度登録者4名）の派遣については、医療機関の受診、高齢者サロンなどでの手話通訳等、令和4（2022）年度実績では年間延べ14件の利用がありました。また、要約筆記者（令和4（2022）年度登録者4名）の派遣についても令和6（2024）年度以降は年間10件程度を見込みます。

<見込量を確保するための方策>

- ◇手話通訳者（市会計年度任用職員）については、引き続き1名を市に配置するとともに障害福祉サービス申請等の相談にも対応できるよう充実を図ります。
- ◇手話通訳者、要約筆記者等の派遣事業については、対象となる障がい者に周知を図るとともに、医療機関等へも制度の周知を行い支援を受けやすい環境づくりに努めます。

3 日常生活用具給付事業

日常生活を営むことに支障がある障がい者等に対し、日常生活上の便宜を図るため、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付するサービスです。

・介護・訓練支援用具

単位	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
件/年	1	6	4	10	10	10

※令和5年度は9月末までの給付決定件数

・自立生活支援用具

単位	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
件/年	6	8	4	10	10	10

※令和5年度は9月末までの給付決定件数

第3章 地域生活支援事業の見込量及び確保方策

・在宅療養等支援用具

単位	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
件/年	6	9	3	15	15	15

※令和5年度は9月末までの給付決定件数

・情報・意思疎通支援用具

単位	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
件/年	35	6	11	45	45	45

※令和5年度は9月末までの給付決定件数

・排泄管理支援用具

単位	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
件/年	1,787	1,829	999	2,000	2,050	2,100

※令和5年度は9月末までの給付決定件数

・居宅生活動作補助用具

単位	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
件/年	4	2	2	5	5	5

※令和5年度は9月末までの給付決定件数

<利用状況及び本計画における見込量設定の考え方>

◇情報・意思疎通支援用具の給付は、年度によって実績に大きく差が出ています。

◇人工肛門患者のためのストマ装具や紙おむつなどの排泄管理支援用具については、増加傾向です。

◇本計画における令和8（2026）年度の見込量については、排泄管理支援用具を年間50件増とします。

<見込量を確保するための方策>

◇日常生活用具の給付内容については、従来の国の支給基準に準じて定めていますが、今後必要に応じて対象者の範囲を拡大したり新たな用具を追加したりするなどの見直しも検討します。

◇利用者の増大に合わせて必要な予算の確保に努めます。

4 移動支援事業

屋外の移動が困難な障がいのある人などに対し、社会参加や余暇支援を促進するためにヘルパーを派遣し外出の際の移動を支援するサービスです。

単位	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	15	19	23	30	35	40
時間/月	87	129	102	150	175	200

※1か月当たりの実利用人数（人/月）を記載

※時間数は月当たりの平均時間数を記載（令和5年度は9月実績までの実績）

<利用状況及び本計画における見込量設定の考え方>

- ◇移動支援事業については、個別の移動支援（個別支援型）として実施しており、令和5（2023）年9月末現在で90人の利用決定者がいます。
- ◇社会参加や余暇活動の多様化により、移動支援サービスに対するニーズは高まっています。

<見込量を確保するための方策>

- ◇移動支援事業については、利用目的を社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出としていますが、利用者の意見を聞きながら対象範囲（利用内容、対象年齢等）を検討していく必要があります。
- ◇利用者の便宜を図るため、事業の実施を委託している市内外の事業者から利用状況等を収集し情報を提供していきます。
- ◇現在は個別支援のみ行っていますが、グループ支援型については安全面や人材の確保の点などからサービス提供者と協議の上、今後の実施の可能性を見極めます。

第3章 地域生活支援事業の見込量及び確保方策

5 地域活動支援センター事業

利用者に対して、創作活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の支援を行うサービスです。地域活動支援センターⅠ型は、相談事業を実施することや専門職員を配置することにより、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティアの育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施します。地域活動支援センターⅡ型は、地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者・児に対し、機能訓練・社会適応訓練・入浴等のサービスを実施します。地域活動支援センターⅢ型は、地域の障がい者のための援護対策として地域の障がい者団体等が実施する通所による援護事業を実施します。

・地域活動支援センターⅠ型

単位	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
か所	1	1	1	1	1	1
人日/月	71	101	94	100	100	100

※実績は延べ日数の平均（令和5年度は9月までの実績）

・地域活動支援センターⅡ型

単位	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
か所	1	1	1	0	0	0
人日/月	174	175	40	0	0	0

※実績は延べ日数の平均（令和5年度は9月までの実績）

・地域活動支援センターⅢ型

単位	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
か所	2	2	2	2	2	2
人日/月	178	202	172	200	200	200

※実績は延べ日数の平均（令和5年度は9月までの実績）

<利用状況及び本計画における見込量設定の考え方>

- ◇市内で事業を行う地域活動支援センターは、令和5(2023)年9月末時点でⅠ型が1か所、Ⅱ型が1か所、Ⅲ型が2か所となっています。
- ◇地域活動支援センターⅠ型とⅢ型の利用者数は、新型コロナウイルス感染症の影響と利用者の高齢化により減少傾向にあります。障がい者の社会参加の機会を確保するため事業内容の充実と事業の周知・啓発が必要です。
- ◇地域活動支援センターⅡ型は、事業を委託していた事業所が事業を廃止することから、本計画期間内においてはⅡ型の事業実施を見合わせます。

<見込量を確保するための方策>

- ◇地域活動支援センター事業については、障がい者の日中活動の場として各自治体において柔軟な取組が期待されるものです。
- ◇地域活動支援センターⅢ型事業については、就労意欲を持ちながらも心身の状態で安定して勤務できない人にとって、落ち着いて作業する訓練等の場としてのニーズがあります。また、利用者には精神障がいのある人が多く、病院からの地域移行を進めていくうえでも重要な役割を担っていきます。
- ◇本事業については、安定した事業運営を図るため引き続き委託事業として実施していきます。

6 成年後見制度利用支援事業

判断能力が不十分な方の権利を、成年後見人等の支援者を選ぶことで法律的に支援する制度です。成年後見制度で支援される内容は、預貯金などの管理(財産管理)と医療・介護等の手続き(身上監護)などがあります。また、成年後見人等の支援者は、本人が単独で行なってしまった契約を取り消したり、本人に代わって法的な契約締結などを行ったりすることができます。

成年後見制度には任意後見制度と法定後見制度の2種類があります。また、法定後見人は本人の判断能力に応じて後見、保佐、補助の3区分があります。

成年後見制度利用支援事業では、費用の補助を受けなければ制度の利用が困難な障がい者に対し、係る費用の支給を行います。

単位	第6期(実績)			第7期(見込み)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/年	7	11	10	15	20	25

※令和5年度は9月までの実績

第3章 地域生活支援事業の見込量及び確保方策

7 日中一時支援事業

障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等を日常的に介護している家族の就労支援及び一時的な休息のため、日中の一時預かりを行う事業を実施します。

単位	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
か所	33	32	35	35	35	35
人日/月	1,919	1,988	2,272	2,300	2,330	2,360

※実績は延べ日数の平均（令和5年度は9月までの実績）

<利用状況及び本計画における見込量設定の考え方>

- ◇日中一時支援事業については、令和5（2023）年9月末現在で401人の利用決定者がいますが、令和5（2023）年4月から9月までの月平均の実利用者は254人です。
- ◇児童の利用が増加しており、今後も伸びることが予測されるため毎年度30人日/月の増とします。

<見込量を確保するための方策>

- ◇障がい児については、日中一時支援事業と放課後等デイサービス事業との役割分担を明確にし、利用者の目的に応じた適切な支給決定が必要です。
- ◇利用者の便宜を図るため、事業の実施を委託している市内外の事業者についての情報を障がい者基幹相談支援センターと連携を取りながら収集・提供していきます。

8 社会参加促進事業

スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障がい者の体力増進や交流、障がい者スポーツを普及するためにイベントなどを開催することをはじめ、文字による情報入手が困難な障がい者のために点訳や音訳により市の広報を定期的に提供します。また、手話等の奉仕員の養成や自動車運転免許の取得・改造にかかる費用の一部の助成など、障がい者への支援により社会参加を促進していきます。

・スポーツ・レクリエーションイベント開催等事業

単位	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
回	1	1	1	1	1	1
人/年	35	31	30	35	40	45

・点字・声の広報等発行事業

単位	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
種類	2	2	2	2	2	2
人/年	120	117	54	130	130	130

※令和5年度は9月までの実績

※点字・声の広報発行等事業における年間回数は、のべ発行数

・自動車運転免許取得等事業

単位	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/年	2	0	0	2	2	2

※令和5年度は9月までの実績

<利用状況及び本計画における見込量設定の考え方>

- ◇スポーツ・レクリエーションイベント開催等事業については、関係機関と連携し障がい者が参加できるスポーツ・レクリエーションイベントを開催しています。
- ◇点字・声の広報等発行事業については、ボランティア団体の協力で広報紙の点訳版及び録音版を作成しています。
- ◇自動車運転免許取得等事業については、自動車運転免許取得助成及び改造助成の実績件数から毎年2件を見込んでいます。
- ◇本計画における社会参加促進事業の見込量については、継続実施していくことで概ね例年どおりとします。

<見込量を確保するための方策>

- ◇スポーツ・レクリエーションイベント開催等事業については、引き続き年1回のスポーツイベント開催を見込みます。また、県のスポーツ大会についても周知し、社会参加機会の増進を図ります。
- ◇点字・声の広報等発行事業については、ボランティアグループの協力が不可欠なものとなり、ボランティア募集の広報などを通して活動を支援していくことが必要です。

第3章 地域生活支援事業の見込量及び確保方策

9 訪問入浴サービス事業

在宅で身体の障がいの理由で臥床している重度身体障がいの方に、入浴の機会を提供し、身体の清潔と健康の維持を図るため、居室内に浴槽等を搬入して入浴サービスを実施するものです。

単位	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
か所	2	2	2	2	2	2
人/年	2	2	2	2	2	2

※令和5年度は9月までの実績

<利用状況及び本計画における見込量設定の考え方>

◇訪問入浴サービス事業については、令和5（2023）年9月末現在、週1～2回の利用者が2名となっています。

◇本計画においては、現在の利用者数をもとに横ばいとします。

<見込量を確保するための方策>

◇訪問入浴サービス事業は、介護保険サービスにも同様のサービスがありますが、地域生活支援事業においてもサービスを必要とする方のために事業を継続していきます。